

適用が始まった「危機後」の規制改革 —解説と今後の課題—

松尾直彦

目 次

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| 1. はじめに | 4. 金融包摂・金融教育・消費者保護 |
| 2. グローバル金融規制改革のテーマの変遷 | 5. 終わりに |
| 3. グローバル金融規制改革の実施と日本の対応 | |

リーマンショックに端を発するグローバル金融危機に対応するための国際的な金融規制改革においては、主に店頭デリバティブ市場規制等の市場規制及びシステム上重要な金融機関等に関する健全性規制を中心に組み込まれ、現在はその実施の段階に移行している。一方、当面の課題として、市場のボラティリティ等の市場金融の課題が再度取り上げられており、また、中長期的な課題として、金融包摂・金融教育・消費者保護が取り上げられていることが注目される。

1. はじめに

リーマンショック（2008年9月15日）に端を発する金融危機については、震源地である米国の金融危機にとどまらず、グローバル金融危機として取り組まれてきている。G20首脳会議やFSB（金融安定理事会）など、国際金融規制改革について検討する新たな国際的な場が設けられ、現在でも広範かつ多大な国際的な取組みが継続されている（注1）。

2. グローバル金融規制改革のテーマの変遷

(1) G20首脳会合

グローバル金融危機への対応については、新興市場国もメンバーに入ったG20（首脳会合及び財務大臣・中央銀行総裁会議）が主導してきた。

G20首脳会合は、これまで10回開催されている。具体的には、①ワシントンDC・サミット（08年11月）、②ロンドン・サミット（09年4月）、



松尾 直彦（まつお なおひこ）

西村あさひ法律事務所弁護士・ニューヨーク州弁護士。東京大学大学院法学政治学研究科客員教授（金融商品取引法担当）。1986年東京大学法学部卒、大蔵省入省。89年ハーバード・ロー・スクール修了（LL. M.）、90年ニューヨーク州弁護士登録。96年司法修習修了。2002年金融庁総務企画局国際課企画官、05年同局市場課投資サービス法（仮称）法令準備室長（金融商品取引法令準備室長）兼政策課法務室長、07年から東京大学公共政策大学院客員教授を経て、現在に至る。